

農地法第3条申請添付書類

◆受付期間:毎月18日~25日(最終日が閉庁日の場合は、前閉庁日まで)

*申請書類が受付終了の時点で不備な場合は次月の申請になります。

◆提出書類:1部提出してください。(注)12月は受付期間が異なる場合があります

◆申請農地の登記事項証明書(全部事項証明書)

【申請日前3ヶ月以内に発行された原本】(登記情報提供サービス不可)

◆登記事項証明書に記載されている住所と異なる場合は住民票抄本

【申請日前3ヶ月以内に発行された原本】

◆代理申請の場合は委任状

◆申請農地の案内図・公図の写し(又は地番図)等

1. 申請人が小美玉市外在住の場合

- ・譲受人の住民票謄本【申請日前3ヶ月以内に発行された原本】
- ・譲渡人の住民票抄本【申請日前3ヶ月以内に発行された原本】
- ・農地利用計画書
- ・通作経路図(自宅から申請農地まで)
- ・耕作証明書

2. 申請人(譲受人)が新規就農の場合

- ・農地利用計画書
- ・通作経路図(自宅から申請農地まで)
- ・新規就農(新規取得)営農計画書

3. 申請人(譲受人)が農業生産法人の場合

- ・法人登記事項証明書【申請日前3ヶ月以内に発行された原本】
- ・定款
- ・法人の組合員名簿、株主名簿または社員名簿の写し
- ・農業生産法人の要件に係る事項

4. 一括贈与をする場合

- ・固定資産評価額証明書【申請日前3ヶ月以内に発行されたもの】

5. 農業者年金を受給する場合

- ・固定資産評価額証明書【申請日前3ヶ月以内に発行されたもの】
- ・農地使用貸借契約書の写し

6. 賃貸借をする場合

- ・農地賃貸借契約書の写し

7. 公売・競売による単独申請の場合

- ・売却決定の期日調書又は特別売却調書の写し

令和7年3月1日より適用